

川越市運送事業者事業継続支援金 申請要領

受付期間

令和8年11月2日（月）から令和9年3月1日（月）まで

※予算の範囲内での交付となりますので、予算の上限に達し次第受付終了となります。

目的

燃料価格等の高騰が続いている中、経費の増大を価格転嫁することが困難で厳しい経営環境下にある運送事業者に対して、対象車両の保有台数に応じた支援金を交付することで、経営にかかる負担を軽減させ、事業の継続を支援することを目的とします。

交付額

交付対象事業者が使用する交付対象車両の要件を満たす事業用自動車の台数に応じて一台につき一回に限り交付します。

車両の種類	交付額
事業用貨物自動車（緑ナンバー）	18,000円/台
事業用貨物軽自動車（黒ナンバー）	6,000円/台

交付対象者

以下の6つの要件すべてを満たしている運送事業者が対象となります。

- (1) 市内に本社若しくは事業所を置く法人又は個人事業主であること。
- (2) 令和8年3月1日時点で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者であること。
- (3) 自動車検査証の交付を受けた日が令和8年3月1日以前で、かつ有効期間の満了する日が支援金の申請受付日以降であり、かつ使用の本拠の位置が川越市内である事業用貨物自動車又は事業用貨物軽自動車を使用していること。ただし、二輪の自動車や被けん引車を除く。
- (4) 申請日時点で(2)に規定する事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。
- (5) 暴力団の構成員又は暴力団に関与する者その他市長が支援金を交付することにつき適当でないと認めた者に該当しないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

対象車両

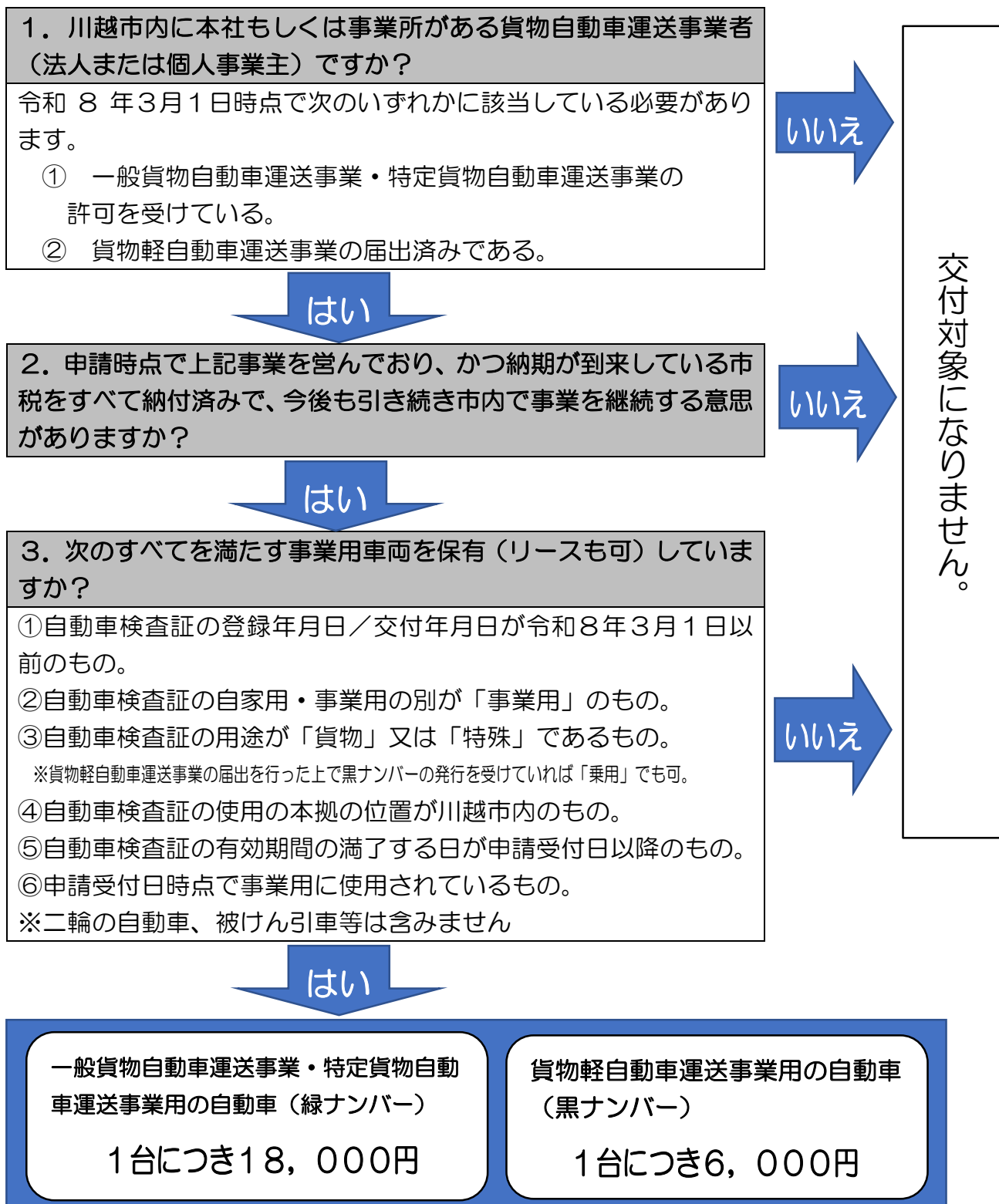
令和8年3月1日時点で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者が事業に使用する車両で、自動車検査証の記録事項が下記のすべての要件を満たしている車両です。

記録事項	要件
① 自動車登録番号又は車両番号	「川越」又は「所沢」であること
② 登録年月日／交付年月日	令和8年3月1日以前であること
③ 自動車の種別	「普通」、「小型」又は「軽自動車」であること
④ 用途	「貨物」又は「特殊」であること ※軽自動車については、令和8年3月1日までに貨物軽自動車運送事業の届出を行った上で黒ナンバーの発行を受けていれば「乗用」でも可
⑤ 自家用・事業用の別	「事業用」に限る
⑥ 原動機の型式	記載があること
⑦ 使用者の氏名又は名称	支援金の申請者と同一であること
⑧ 使用の本拠の位置	川越市内であること
⑨ 有効期間の満了する日	支援金の申請受付日以降であること ※郵送申請の場合、消印ではなく、実際に書類が届き受け付けた日

自動車検査証記録事項					
1. 基本情報 ①					
自動車登録番号又は車両番号		川越 000 あ 0000			
車台番号		A00-ABC-00000			
登録年月日／交付年月日	令和 年 月 日	初年度登録年月	令和 年 月	有効期間の満了する日	令和 年 月 日
2. 所有者・使用者情報 ② ⑨					
所有者の氏名又は名称		〇〇株式会社			
所有者の住所 ⑦		〇〇市〇〇〇 〇〇-〇〇			
使用者の氏名又は名称		*** (「***」は、「同上」という意味です。)			
使用者の住所 ⑧		***			
使用の本拠の位置		川越市〇〇 〇〇-〇〇			
3. 車両詳細情報 ⑥					
車名					
型式		原動機の型式 〇〇〇〇			
自動車の種別 ③	普通	用途 ④	貨物	自家用・事業用の別 ⑤	事業用

申請のフローチャート

支援金の交付対象者であるか、以下のフローチャートでご確認ください。



申請書類

	提出する書類の名称	備考
1	川越市運送事業者事業継続支援金交付申請書（様式第1号）	※電子申請の場合はフォーム上で入力 ・誓約・同意事項にすべてのチェックがあることが交付の要件となります。
2	申請車両一覧（様式第2号）	※電子申請の場合はフォーム上でファイルをダウンロードして入力 ・1台のみの場合でも記入してください。 ・20台を超える場合は、様式を追加し、申請するすべての車両を記入してください。
3	運送事業の許可書（届出書）の写し 以下のうち、市内の事業所で事業を行っているもの。 ① 一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業 ② 貨物軽自動車運送事業	・許可書（届出書）を紛失した場合は、事業証明願を代わりとすることができます。 詳しくは、関東運輸局埼玉運輸支局（050-5540-2026）へお問い合わせください。
4	申請車両の自動車検査証記録事項の写し	・申請するすべての車両分が必要です。
5	支援金の申請者名義の預金通帳等の写し（支援金振込先）	・金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できるものの写しを提出してください。
6	運転免許証の写し等、本人確認書類の写し【個人事業主の場合】	運転免許証（両面）、個人番号カード（表面のみ）、パスポート（顔写真付きページ）等、公的機関が発行する顔写真付きのものの写し1点を提出してください。

申請方法

電子申請、郵送、または窓口で申請することができます。

申請受付期間は、令和 8 年 1 月 2 日（月）から令和 9 年 3 月 1 日（月）までです。

①電子申請の場合

川越市公式ホームページ
「川越市運送事業者事業継続支援金」からアクセス



【支援金ホームページ】



②郵送の場合

4 ページに記載の申請書類を、次の宛先に郵送ください。

※令和 9 年 3 月 1 日まで（必着）

【宛 先】 〒350-8601 川越市役所 産業振興課 運送事業者事業継続支援金担当

③窓口受付の場合

4 ページに記載の申請書類を、市役所本庁舎 5 階の「産業振興課」までご持参ください。

※受付時間は、平日 9：00～16：30（12 月 29 日～1 月 3 日は閉庁）

問い合わせ先

川越市役所 産業振興課 運送事業者事業継続支援金担当
電話：049-224-5934（平日 9：00～16：30）
（※12 月 29 日～1 月 3 日は閉庁）

【支援金ホームページ】



留意事項

- ① 本支援金の交付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消します。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。
- ② 川越市は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は川越市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- ③ 本支援金の交付を受けた者は、令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで、申請にかかる全ての証拠書類について、必要に応じて川越市が閲覧できるよう、保存しておく必要があります。

川越市運送事業者事業継続支援金 Q&A

【支援金について】

Q1 この支援金を実施する目的は何でしょうか。

A1 燃料価格等の高騰が続いている中、運送事業者に対して対象車両の保有台数に応じた支援金を交付することで、経営にかかる負担を軽減させ、事業の継続を支援することを目的とします。

なお、中小企業庁が行った調査によると、運送事業者は物価高騰による固定経費の増大を価格転嫁することが困難な業種であるという調査結果が出ております。

運送事業者は市民生活や地域産業、経済活動のライフラインとしての機能を有し必要不可欠な業種であると認識しており、燃料費等の負担の軽減を図ることで、事業の継続につながるものと考えております。

Q2 他の助成制度との重複受給はできますか。

A2 国・県等の他の助成制度の受給による制限はありません。

Q3 支援金交付の上限額はありますか。

A3 上限はありません。

Q4 支援金は先着順でしょうか。

A4 申請いただいた順に審査及び交付手続きを行います。

統計データを基に十分予算を確保しておりますが、万が一、予算に達した場合は終了となります。

Q5 本支援金は課税の対象となりますか。

A5 この支援金は税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものと考えられます。詳細については最寄りの税務署にご相談ください。

【対象者について】

Q6 対象となる運送事業者はどのような事業者になりますか。

A6 1 ページに記載した対象者の6つの要件をすべて満たしている必要があります。

Q7 「川越市内に本社若しくは事業所を置く」の具体的な条件・定義を教えてください。

A7 関東運輸局埼玉運輸支局から、川越市内で貨物自動車運送事業を行う事業者であると許可若しくは受理され営業を行っている状態をいいます。

Q8 市内に複数の事業所があるが、事業所単位で申請できますか。

A8 事業所ごとには申請できません。市内の複数の事業所をとりまとめて1事業者として申請してください。

Q9 法人で本社は川越市外ですが、川越市内に事業所があります。対象になりますか。

A9 本社でなくても市内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q10 個人事業主で自宅は市外、事業所は市内にある場合は対象になりますか。

A10 市内に住所がなくても、市内に事業所がありその他の要件を満たせば対象となります。

Q11 中小企業のみが対象ですか。大企業も対象になりますか。

A11 大企業も含めた市内に本社又は事業所のある法人が対象となります。

Q12 令和8年3月1日現在は休業していたが、現在は営業を再開しています。支援金の対象になりますか。

A12 対象となりません。令和8年3月1日及び申請日時点で営業しており、今後も事業継続の意思を有している必要があります。

Q13 なぜ、申請受付期間よりも前の令和8年3月1日時点で事業の許可を受けている又は事業の届出をしていることが要件とされているのですか。

A13 この支援金は、中東情勢の影響による令和8年3月からのガソリン等の燃料価格上昇の影響を受けている事業者への支援を目的として実施するものであるためです。

Q14 市税の滞納があると支援金の交付は受けられないのでしょうか。

A14 市税の滞納がないことが要件となることから、申請日時点で滞納がある場合は支援金の交付を受けることはできません。

Q15 自家用車で自社の荷物を運搬している車両は対象になりますか。

A15 この支援金は、荷主の需要に応じ、有償で、自動車または軽自動車を使用して貨物を運送する許可または届出を行っている事業者（緑ナンバー・黒ナンバー）を対象としていますので、対象とはなりません。

【対象車両について】

Q16 どのような車両が対象になりますか。

A16 令和8年3月1日時点で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者が事業に使用する車両で、2ページに記載した対象車両の9つの要件をすべて満たしている車両となります。

対象となりうる車両の事例	対象外車両の事例
トラック、ダンプ、軽貨物、パッカー車、引越しトラック、霊きゅう車等 (ハイブリット、電気自動車も可)	バス、タクシー、白ナンバー車両 トレーラー等の被けん引車、 レンタカー、二輪車等

Q17 貨物自動車と軽貨物自動車どちらも所有している場合両方とも対象となりますか。

A17 両方とも対象となります。

Q18 リース車は対象となりますか。

A18 緑または黒ナンバーの車両であり、自動車検査証の使用者の氏名・住所が申請者となっているリース車両は対象となります。

Q19 ローン（割賦）により所有権が留保されている車両も対象になりますか。

A19 自動車検査証の「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象となります。

Q20 バイクは対象となりますか。

A20 原動機付自転車及び二輪自動車等の、いわゆるバイクは対象となりません。

Q21 貨物自動車とは具体的にどのような車両になりますか。

A21 代表的な車両としては、積載量 2t 以下の小型トラック、積載量 4t クラスの中型トラック、積載量 10t クラスの大型トラックです。そのほか、運搬の用途として使われる特殊な形状・仕様のトラックも対象となります。（道路運送車両法による分類上、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車が対象です。）

Q22 ダンプ車やタンクローリー、ミキサー車等の特殊な形状の車両は対象となりますか。

A22 一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業の事業用車両として届け出ている車両であれば、特殊な形状・仕様のトラックでも対象となります。ダンプ車、タンクローリー、液糖タンクローリー、バルク車、水素運搬車、ミキサー車、塵芥車、馬運車、鉄道コンテナ、ダンプローダー、ウォークスルー、現金輸送車、霊柩車、リンボーバン等は対象です。

Q23 大型特殊自動車は対象となりますか。

A23 道路運送車両法に規定する大型特殊自動車は、一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の事業用車両として届け出ている車両であれば対象となります。但し、建設用、農耕用等の特殊自動車は対象となりません。

Q24 小型特殊自動車は対象となりますか。

A24 道路運送車両法に規定する小型特殊自動車については対象となりません。

Q25 令和 8 年 3 月 1 日以降に事業用の車両を増車しました。増車した車両は対象となりますか。

A25 対象となりません。

【申請について】

Q26 許可書（届出書）を紛失しました。どのようにしたらよろしいでしょうか。

A26 事業証明願を代わりとすることができます。詳しくは、関東運輸局埼玉運輸支局（050-5540-2026）へお問い合わせください。

Q27 市内に複数の事業所があるが事業所単位で申請できますか。

A27 事業所ごとに申請はできません。市内の複数事業所をとりまとめて1事業者として申請してください。

Q28 車検中で自動車検査証（自動車検査証記録事項）が手元にない車両があります。複数に分けて申請してよいでしょうか。

A28 原則として、申請対象となる車両すべての書類が揃ってから申請をお願いします。
なお、車検で受付期間中に自動車検査証がそろわない場合は、事前に担当までご連絡ください。

Q29 紙媒体の通帳がありません。どのようにしたらよろしいでしょうか。

A29 電子通帳等の画面コピーまたは画像で代用できます。※金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（カタカナ）が確認できるもの。

Q30 申請内容に不備、添付書類に不足があった場合はどうなりますか。

A30 市の担当者から連絡させていただく場合があります。必要に応じて、書類の追加提出等をお願いいたします。

Q31 申請から支給までどのくらいかかりますか。

A31 申請からおおむね1～2ヶ月間程度で支援金をお振込みする予定です。ただし、申請内容に不備がある場合や審査状況等により多少前後いたします。